

国の基本指針について

◎ 趣旨

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という)について説明するもの

1 基本指針の位置付けについて

- ・ 国は「障害者総合支援法」並びに「児童福祉法」により、市町村に及び都道府県に対し、「障害福祉計画」並びに「障害児福祉計画」の作成を義務付け、基本指針によって、作成に当たって即すべき事項について定めている。
- ・ この基本指針は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)の作成にあたり、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としている。

2 成果目標(計画期間が終了する令和5年度末の目標値)

これまでのサービス計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行について目標設定を行い、さらに目標達成に向けた方策に取り組んできた。本市の第6期サービス計画・第2期障がい児計画においても、国から示された基本指針やこれまでの進捗状況及び現況等を踏まえ、本市としての新たな目標値を設定する。

【国から示された目標項目】

成果目標	内容	備考
①施設入所者の地域生活への移行	(1)地域移行者数：令和元年度末施設入所者の <u>6%以上</u> (2)施設入所者数：令和元年度末の <u>1.6%以上</u> 削減	
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	(1)精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上【新】 (2)精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に (3)退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上	・(1)～(3)については、 <u>県が定める目標</u> (国の基本指針上、市町村が定める目標はなし)
③地域生活支援拠点等有する機能の充実	・各市町村又は各圏域に少なくとも <u>1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討</u>	
④福祉施設から一般就労への移行等	(1)一般就労への移行者数：令和元年度の <u>1.27倍</u> うち就労移行支援： <u>1.30倍</u> 、就労継続支援A型： <u>1.26倍</u> 、 就労継続支援B型： <u>1.23倍</u> 【新】 (2)就労定着支援事業の利用者：一般就労移行者のうち、 <u>7割以上</u> の利用【新】 (3)就労定着率 8割以上の就労定着支援事業所： <u>7割以上</u> 【新】	

<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備等</p>	<p>(1)児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</p> <p>(2)難聴児支援のための中核的な機能を果たす体制の確保【新】</p> <p>(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保</p> <p>(4)医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び<u>医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新】</u></p>	<p>・(2)については、<u>県が定める目標</u></p> <p>・(1)、(3)及び(4)の一部については、本市において一定設置及び確保済み</p>
<p>⑥相談支援体制の充実・強化等</p>	<p>・各市町村又は各圏域で、<u>相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保【新】</u></p>	
<p>⑦障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築</p>	<p>・各都道府県や各市町村において、<u>サービスの質の向上を図るための体制を構築【新】</u></p>	